

長 崎 伝 習 所 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎伝習所（以下「伝習所」という。）を設け、市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 伝習所の事業は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 長崎伝習所「塾」に関すること。
- (2) その他伝習所の目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第3条 伝習所は、総長及び前条に規定する伝習所の事業を実施する者（以下「実施者」という。）で組織する。

- 2 総長は、長崎市長をもって充てる。
- 3 実施者は、総長が指名する者をもって充てる。

(総長)

第4条 総長は、伝習所の事業を総理し、伝習所を代表する。

- 2 総長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する実施者がその職務を代理する。

(運営委員会)

第5条 伝習所に助言機関として運営委員会を置き、その組織、会議等については、別に定める。

- 2 運営委員は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 運営委員会は、伝習所の事業について助言することができる。

(資金)

第6条 伝習所の資金は、長崎市からの補助金、寄付金及びその他のものをもって充てる。

- 2 資金は、安全かつ確実な方法により管理するとともに、適正な執行に務めなければならない。

(事業年度)

第7条 伝習所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第8条 伝習所は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(事務局)

第9条 伝習所の事務局を市民生活部市民協働推進室内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月1日告示第487号)

この要綱は、告示の日から施行する。

令和5年度版 ポスター・チラシ

●「塾」テーマ募集



令和5年度 長崎伝習所 塾生・塾テーマ募集 募集要項

長崎伝習所は、長崎県内各地に点在する塾生を募集しています。塾生は、長崎県内各地に点在する塾生を募集しています。塾生は、長崎県内各地に点在する塾生を募集しています。

令和5年度 塾生募集要項

募集期間：令和5年10月1日～12月31日

募集対象：長崎県内各地に点在する塾生

募集内容：塾生募集要項、募集要項、募集要項

令和5年度 塾生募集要項

募集期間：令和5年10月1日～12月31日

募集対象：長崎県内各地に点在する塾生

募集内容：塾生募集要項、募集要項、募集要項

▲ チラシ(A3 両面)

● 塾生募集

令和5年度 塾生募集要項

募集期間：令和5年10月1日～12月31日

募集対象：長崎県内各地に点在する塾生

募集内容：塾生募集要項、募集要項、募集要項

令和5年度 塾生募集要項

募集期間：令和5年10月1日～12月31日

募集対象：長崎県内各地に点在する塾生

募集内容：塾生募集要項、募集要項、募集要項

令和5年度 塾生募集要項

募集期間：令和5年10月1日～12月31日

募集対象：長崎県内各地に点在する塾生

募集内容：塾生募集要項、募集要項、募集要項

▲ チラシ(A3 両面)

● 著作権研修

● 伝習所まつり

● 伝習所まつり各塾詳細版



長崎伝習所 プレゼンツ

基礎から学ぶ 著作権研修

11月14日(火) 19時00分～(90分程度)

講師：長崎県著作権センター 長崎支所 長崎支所長 長崎支所長

定員：100名

会場：長崎県庁 長崎支所

参加費：無料

申込期間：10月1日～10月31日

申込方法：長崎県庁 長崎支所 長崎支所

▲ チラシ(A4)



長崎伝習所まつり

11月14日(火) 13:00～18:00

会場：長崎県庁 長崎支所

参加費：無料

申込期間：10月1日～10月31日

申込方法：長崎県庁 長崎支所 長崎支所

▲ チラシ(A4)



令和5年度活動「塾」の紹介

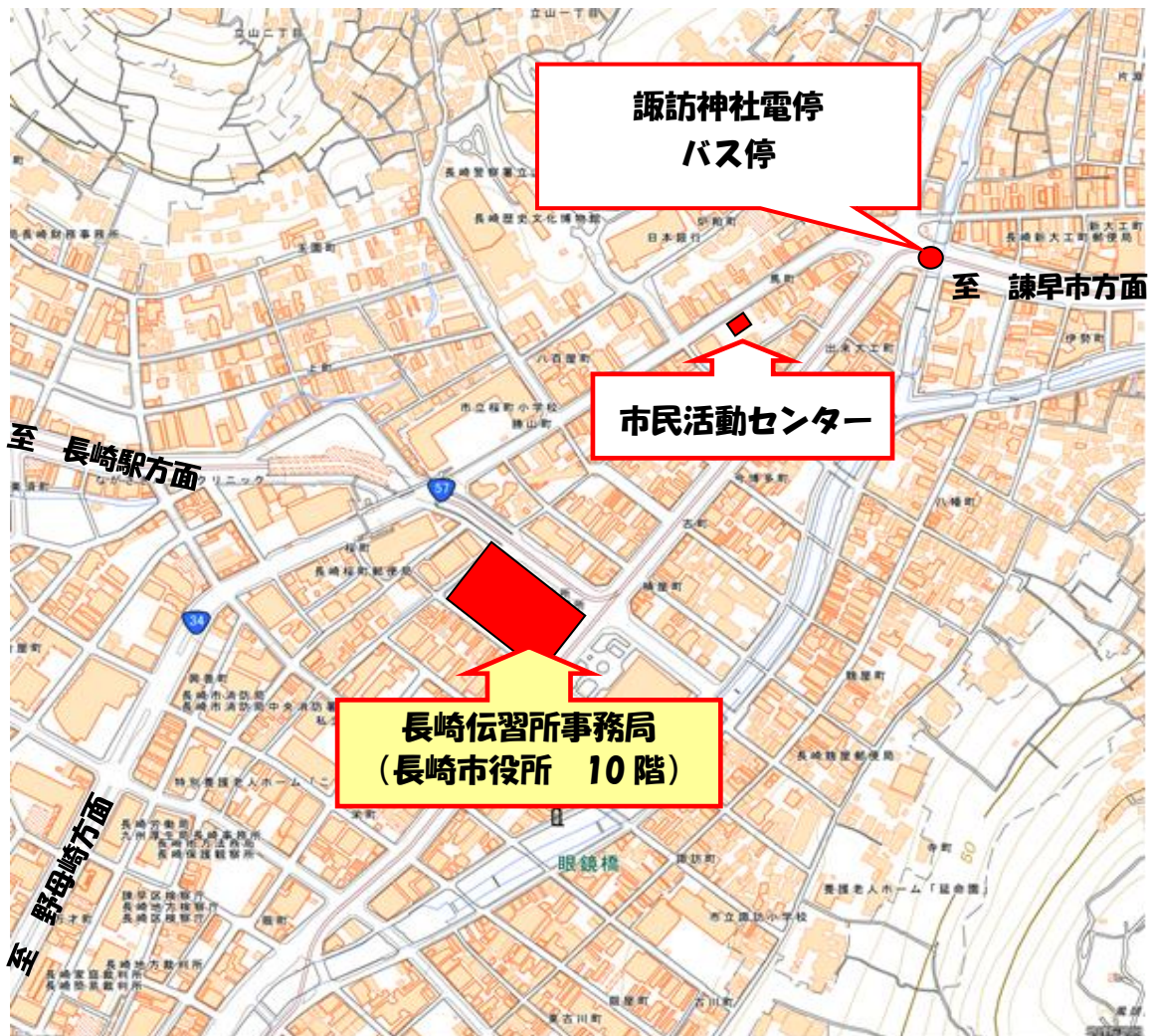
塾生募集要項、塾生募集要項、塾生募集要項

塾生募集要項、塾生募集要項、塾生募集要項

塾生募集要項、塾生募集要項、塾生募集要項

▲ チラシ(A4)

長崎伝習所事務局 及び 市民活動センター 位置図



地図出典：地理院地図（電子国土 Web 標準地図）

市役所へのアクセス方法

- 【バス】「市民会館」バス停下車すぐ／「市役所前」（桜町庁舎）バス停下車 徒歩 2 分
- 【路面電車】「市役所」電停下車すぐ
- 【JR】「長崎駅」から徒歩約 20 分
- 【駐車場】庁舎地下に有料駐車場があります。

市民活動センターへのアクセス方法

- 【バス】「市役所上」バス停から徒歩 5 分
- 【路面電車】「市役所」電停から徒歩 5 分、「諏訪神社」電停から徒歩 3 分
- 【JR】「長崎駅」から徒歩約 20 分
- 【駐車場】身体障害者用及び荷捌き用のみとなっております。
お車でお越しの場合は近くの有料駐車場をご利用ください。

「長崎伝習所」令和5年度研究成果報告書

発行：令和6年5月

編集：〒850-8685

長崎市魚の町4-1（10階）

長崎伝習所事務局（長崎市市民生活部市民協働推進室内）

TEL 095-829-1125 FAX 095-829-1233

E-mail denshusho@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ <https://denshusho.jp/>

